

令和5年度板橋区立母子生活支援施設指定管理者
及び管理運営業務に係る評価結果について

1 指定管理者

- (1) 名称 社会福祉法人 東京都福祉事業協会
- (2) 所在地 東京都北区王子二丁目19番21号
- (3) 指定期間 令和3年4月1日～令和8年3月31日

2 施設概要

- (1) 施設名 板橋区立母子生活支援施設
- (2) 所在地 非公開
- (3) 開設 昭和27年6月1日（昭和40年4月1日 都から区に移管）
- (4) 設置目的 配偶者のいない女子又はこれに準じる事情にある女子及びその養育している18歳未満の児童を入所させ、母子家庭の生活の安定を図り、保護指導とともに自立の促進を図る。
- (5) 建物概要 敷地面積 2502.43㎡ 建物面積 998.56㎡
延べ床面積 2325.38㎡（うち児童館474.13㎡）
居室20 緊急一時室2 事務室 集会室 静養室 宿直室
警備員室 学習室 相談室 心理室 談話室 備蓄倉庫等
- (6) 定員 20世帯

3 事業内容

- (1) 入所者の保護及び支援に関すること
- (2) 施設及び設備の維持管理に関すること
- (3) 母子等緊急一時保護事業に関すること
- (4) 広域利用に関すること
- (5) 区長が必要と認める業務

4 評価概要

- (1) 目的
板橋区立母子生活支援施設の管理を行う指定管理者の業務に関し、効率的な運営やサービス水準の維持・向上、入居者の安全対策など、指定管理者制度導入目的等に則り適切に管理運営されているかどうか客観的に評価・検証を行い、その結果を施設の管理運営に反映させていくため実施した。
- (2) 評価者 板橋区立母子生活支援施設指定管理者評価委員会
- (3) 評価委員会の構成 5名（外部委員2名、内部委員3名）
 - ・ 立教大学コミュニティ福祉学部福祉学科教授
 - ・ 板橋区民生・児童委員
 - ・ 板橋区福祉部長
 - ・ 板橋区福祉部生活支援課長
 - ・ 板橋区福祉部赤塚福祉事務所長

(4) 財務状況及び労働条件点検

指定管理者法人の財務状況については、「指定管理者制度導入施設のモニタリング・評価に関する基本方針（財務状況点検の概要）」により、第三者機関による福祉サービス第三者評価を受けているため省略した。

施設従業員の労働条件点検については、外部専門家に委託し、点検結果を基に評価委員会で評価を行った。

〔労働条件点検〕

委託先 東京都社会保険労務士会板橋支部

日時 令和5年7月5日（水）

場所 板橋区立母子生活支援施設

内容 書類審査・指定管理者ヒアリング及び従業員面接（4段階評価及び所見）

(5) 指定管理者評価委員会の開催

日時 令和5年8月21日（月） 午後1時から

場所 板橋区立母子生活支援施設

内容 資料説明、評価基準・評価シートの作成、書類審査、現地調査及びヒアリング、評価の実施、総合評価の協議・決定

5 評価項目

- (1) 施設の経営方針に関する事項
- (2) 行動規範に関する事項
- (3) 管理体制に関する事項
- (4) 管理活動に関する事項
- (5) 業務改善に関する事項

6 評価方法

評価委員会で決定した評価シートに基づき、現地調査及びヒアリング等により各委員が点検項目ごとに5段階で採点・評価を行い、各委員の採点の合計により総合評価とする。

〔サービス水準の採点方法（達成率）〕

5点 100%以上

4点 90%以上100%未満

3点 70%以上90%未満

2点 50%以上70%未満

1点 50%未満

〔評価項目ごとの個別評価の目安〕

5点 特に優れている（区の要求水準を上回っている）

4点 優れている（区の要求水準を満たしている）

3点 適正である（区の要求水準を満たしているが、工夫の余地がある）

2点 さらに努力が必要である（区の要求水準を満たすために、改善努力が必要）

1点 改善すべき点がある（原点に立ち返り、計画や体制の抜本的な改革が必要）

[総合評価基準]

- 585点以上（650点満点の90%以上）…… 特に優れている
- 520点以上（650点満点の80%以上）…… 優れている
- 390点以上（650点満点の60%以上）…… 適正である
- 260点以上（650点満点の40%以上）…… さらに努力が必要である
- 259点以下（650点満点の40%未満）…… 改善すべき点がある

7 評価結果

優れている（650点満点の80%以上）

評価点 526点（80.9%）

※詳細は、別紙「板橋区立母子生活支援施設指定管理者評価委員会 総合評価」
のとおり

板橋区立母子生活支援施設指定管理者評価委員会 総合評価

評価委員会開催 令和5年8月21日(月)

施設概要

施設名称	板橋区立母子生活支援施設	所在地	板橋区
所管課名	福祉部生活支援課	指定期間	令和3年4月1日～令和8年3月31日
指定管理者名	社会福祉法人 東京都福祉事業協会	指定管理者の所在地	東京都北区王子2-19-21
設置目的	児童福祉法第38条に基づき、DV被害や児童虐待、その他の理由により生活に困難を抱えて入所した母子に対し、安心・安全な環境を提供し、保護するとともに必要な支援を行うことにより、自立を促していくことを目的とする。また板橋区母子等緊急一時保護事業実施要綱に基づき、緊急に保護を必要とする母子等について一時的にその安全を確保するための緊急一時保護事業を実施する。		
行動規範	①関係する法令、条例及び規則の遵守 ②適正な経営(運営)理念・方針 ③利用者本位の自立支援への取り組み ④施設及び設備の適正な維持管理、危機管理体制の確立、ふさわしい人的・技術的資源 ⑤業務に関連して取得した個人情報に対する適正な取扱い		
業務内容	①児童福祉法第23条第1項に規定する母子保護の実施に関する事 ②板橋区立母子生活支援施設条例第6条第1号及び板橋区母子等緊急一時保護事業実施要綱に基づく保護の実施に関する事 ③施設及び設備の維持管理に関する事 ④新宿区との相互利用に関する事 ⑤特別区母子生活支援施設の特別区間相互利用に関する事 ⑥その他区長が必要と認める業務に関する事		

評価結果

評価項目	評価の視点					評価委員合計			
【施設の経営方針に関する事項】									
1 施設の現状認識・取り巻く環境の理解・管理運営の方向性									
1 施設の現状認識並びに経営方針	施設の設置目的や基本理念、行動規範などを踏まえた現状認識並びに経営方針を確立しているか					20点 / 25点			
2 経営方針に基づく具体的な行動									
2 基本理念の達成に向けて、経営方針に基づく具体的な目標や取組、サービス水準を設定し、業務に取り組んでいるか	①相談体制の強化等、母子に対する安心安全な環境づくりや利用者本位の自立支援の提供を行っているか	相談体制の強化(相談・支援・指導件数)	目標	H30	H31	R2	R3	R4	24点 / 25点
			実績	3,600	3,600	3,600	3,700	3,700	
3 ②児童を対象とした全利用者が参加できる行事の参加等、児童の社会性の育成に取り組んでいるか	②児童を対象とした全利用者が参加できる行事の参加等、児童の社会性の育成に取り組んでいるか	行事の開催(行事回数)	目標	H30	H31	R2	R3	R4	24点 / 25点
			実績	112	110	96	96	96	
小計						68点 / 75点			
【行動規範に関する事項】									
4 法令遵守	法令、区条例、区規則、その他区が定める規程及び協定書に則り、信義に従い誠実に対応しているか					18点 / 25点			
5 暴力団等の排除	暴力団等の排除について適切に対応しているか					22点 / 25点			
6 平等な利用の確保	特定の団体や個人に偏ることなく、平等な利用実態となっているか					22点 / 25点			
7 ノーマライゼーション	障がい者や高齢者等に配慮した運営となっているか					20点 / 25点			
8 DV対応等	DV被害や様々な理由により日常生活が困難になった入所者に対し、母子の状況に寄り添った支援を行っているか					20点 / 25点			
小計						102点 / 125点			

評価項目	評価の視点	評価委員合計
【管理体制に関する事項】		
9 職員の雇用形態	施設運営に責任の担える安定的な雇用形態となっているか	20点 / 25点
10 職員の労働条件	労働法規等を遵守した適正な勤務体制となっているか、職務能力等に対応した適正な給与体系が整っているか、休暇制度や職場環境の改善、福利厚生制度等就業状況に配慮がなされているか	19点 / 25点
11 職員の配置体制	適正な職員配置となっているか	17点 / 25点
12 職員の専門性	必要な専門性を備えた職員が配置されているか	20点 / 25点
13 職員の研修体制	職員の指導育成、研修体制は適切であるか	20点 / 25点
14 危機管理体制	事故・災害などに対する綿密な危機管理体制が整っているか、BCPや災害対応マニュアルの内容は適切であるか	19点 / 25点
15 安全対策	利用者の安全についてきめ細かい対策がとられているか	20点 / 25点
16 情報管理	個人情報の保護等に関する指導の徹底など、対策は万全か	20点 / 25点
17 地域貢献	区内事業者の活用、区民の雇用など地域への貢献、地域との連携への配慮がなされているか	21点 / 25点
小計		176点 / 225点
【管理活動に関する事項】		
18 経済性・効率性	費用対効果は適切か、当初の目標どおり管理運営経費が縮減されているか	20点 / 25点
19 妥当性	管理運営経費は、その内訳を含め妥当であり、適正に執行されているか	20点 / 25点
20 設備の保守点検	設備機能の維持に向けた保守点検は適切であるか	20点 / 25点
21 再委託業務の妥当性	再委託されている業務の範囲は適切であるか	20点 / 25点
22 備品の管理	備品の機能維持に向けた保守点検等は適切になされているか、購入備品の登録手続きに遺漏はないか	20点 / 25点
23 環境対策	区の環境施策を理解し、省エネ、省資源など地球環境に配慮した管理運営がなされているか	20点 / 25点
24 情報発信	施設の利用促進のため、関係機関との情報共有を行っているか	20点 / 25点
小計		140点 / 175点
【業務改善に関する事項】		
25 アンケート結果への対応	利用者アンケートの結果を踏まえた対応は適切か	20点 / 25点
26 要望への対応	利用者からの苦情や要望等を把握する取組はなされているか、その対応は迅速かつ的確か	20点 / 25点
小計		40点 / 50点
評価委員総計		526点 / 650点 (80.9 %)

* サービス水準の採点方法(達成率…5:100%以上 4:90%以上100%未満 3:70%以上90%未満 2:50%以上70%未満 1:50%未満)

* 上記以外の採点方法(5:特に優れている(区の求める要求水準を上回っている)、4点:優れている(区の求める要求水準を満たしている)、3:適正である(区の求める要求水準を概ね満たしているが、工夫の余地がある)、2:さらに努力が必要である(区の求める要求水準を満たすために改善努力が必要)、1:改善すべき点がある(原点に立ち返り、計画や体制の抜本的な改革が必要))

評価項目	評価の視点	評価委員合計
評価委員会 評価		
【総合評価】		
優れている(650点満点の80%以上)		
<p>全体的によく管理運営されている。施設長による複数回にわたる職員の面談の実施は、職員へのサポートとして重要な機能になっている。また、見学の際に子どもが明るい表情で挨拶してくれていたため、運営対応がうまくいっていると感じている。なお、年度当初、人員配置が満たされていない時期があったため、再発防止をお願いします。</p>		
<p>[評価できる点…各項目で5点を付けた場合は、項目番号ごとに必ずご記入ください。]</p>		
<p>2・3 目標を上回っており、また相談しやすい体制の工夫と声掛けなどを行っており、評価できる。 2・3 相談、行事共に目標を超えている。 2・3 サービス水準が高く、また社会状況に応じた柔軟な対応ができている。 2・3 利用者への情報提供をきめ細かく実施しながら、行事の設定や相談の提供を行っている。 5 暴力団排除の意識が高く、規定も順守しており、評価できる。 5 警察とホットラインをつなぎ、即時対応を図っている。 5 コンプライアンスが徹底されている。 6 公平性が確保されている 6 コロナ禍でもできることを工夫してやっており、行事数も豊富であり評価できる。 17 空いている時の安全性に配慮した開放もやっており貢献できると評価できる。</p>		
<p>[助言・指導・勧告・命令の内容…各項目で1点を付けた場合は、項目番号ごとに必ずご記入ください。]</p>		

* 総合評価の採点方法…特に優れている(9割以上)、優れている(8割以上)、適正である(6割以上)、さらに努力が必要である(4割以上)、改善すべき点がある(4割未満)